

平成23年度

食の安全・安心・信頼性の確保
に向けた施策に関する報告書

～2期計画に基づく実績報告～

平成24年9月

栃木県

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成18年栃木県条例第39号）第18条の規定により、食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出します。

平成24年9月19日

栃木県知事 福田 富一

目 次

I	はじめに	1
II	2期計画に基づく事業の実施状況	1
	1 2期計画について	1
	2 施策体系一覧	2
	3 平成23年度の指標の達成状況	3
	4 事業の実績	
	基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保	
	(1) 安全な農産物の生産の推進	4
	(2) 生産者等に対する監視指導の強化	6
	(3) トレーサビリティの定着と生産情報公開の促進	8
	基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	
	(1) 食品営業者等による自主衛生管理の推進	10
	(2) 食品営業者等に対する監視指導の強化	12
	(3) 食品表示の適正化の推進	14
	基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保	
	(1) 食品の安全性に関する理解促進	16
	(2) 消費者相談体制の充実・強化	18
	(3) 食育の推進	20
	基本目標4 環境に配慮した生産から消費に至る活動	
	(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進	22
	(2) 環境にやさしい食生活の促進	24
	(3) 資源の再利用の促進	26
	基本目標5 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立	
	(1) 食品に関する情報共有の推進	28
	(2) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援	30
	(3) リスクコミュニケーションの推進	32
	基本目標6 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化	
	(1) 食品安全行政の総合的推進	34
	(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	36
	(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進	38
	(4) 健康危機管理体制の強化	40
	(5) 放射姓物質に対する食品安全課管理体制の強化	42
III	危害情報の申出	45
IV	施策の提案	45
V	とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	46
	用語解説	48

I はじめに

食の安全・安心の確保に関して講じた施策については、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第18条の規定により、毎年度、県議会に報告するとともに、県民に公表するものとしています。

本報告書は、条例第8条の規定により策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」（以下「2期計画」という。）に基づき、計画初年度となる平成23年度に講じた施策の実施状況及び指標の達成状況（評価）について取りまとめたものです。

2期計画では、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、条例第7条（環境への配慮）を反映した「環境に配慮した生産から消費に至る活動」を新たに基本目標に加えました。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故発生により、農産物等から暫定基準値を超える放射性物質が検出されるなど、食品の安全性に対する不安が高まっていたことを受け、平成23年11月に2期計画の見直しを行い、「放射性物質」に関する項目を追加し、より安全で安心な食生活の確保に取り組みました。

〔報告の内容〕

- ◎ 指標を設定した項目を一覧にまとめ、年度目標の達成状況について評価を行いました。
- ◎ 2期計画の基本目標ごとに平成23年度に講じた個別の事業内容と実績を記載しました。
- ◎ 今後目標を達成するために取り組む内容について、施策の展開として取りまとめました。

II 2期計画に基づく事業の実施状況

1 2期計画について

(1) 趣旨

食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、食を取り巻く状況の変化と課題を踏まえて、より安全・安心・信頼性が確保できる食環境の構築を目指す。

○条例の基本理念（第3条）要旨

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県・事業者が必要な措置を講ずる
- 2 県・事業者・県民が、それぞれの責務・役割を果たし、相互の信頼の下に取り組む
- 3 科学的知見に基づき、県が国・市町と連携協力して適切な施策を講ずる
- 4 県・事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して、共通認識の形成を図る
- 5 食品の生産及び流通の過程において循環型社会の視点に配慮する

(2) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5か年

ただし、社会情勢の変化や制度改正によって見直しが必要になった場合には、随時適切な見直しを行うこととなっていることから、平成23年11月に2期計画の見直しを行い、基本目標6の(5)として「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」の項目を追加した。

(3) 計画の基本的な考え方

- 生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保
- 関係者の相互理解と協働の推進
- 食の安全と信頼を支える体制の充実と関係機関の連携強化

2 施策体系一覧

基本目標	施策目標	施策の展開(個別事業)	条数の該当条項
1 生産と段階 信頼にお 確ける	(1) 安全な農産物の生産の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進(経営技術課) ・きのこのGAPの導入推進(林業振興課) ・家畜生産衛生の向上(畜産振興課) 	9条 10条 15条
	(2) 生産者等に対する監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の強化(経営技術課) ・畜産における監視・指導(畜産振興課) ・養殖衛生管理の普及・指導(生産振興課) 	
	(3) トレーサビリティの定着と生産情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産履歴の記憶と情報公開の促進(経済流通課・経営技術課) ・米流通適正化の推進(経済流通課) 	
2 製造・加工・流通・ 販売・段階にお ける 安全と信頼の確保	(1) 食品業者等による自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品自主衛生管理等の推進(生活衛生課) ・「とちぎハサップ」の認証取得促進(生活衛生課) ・産業技術センターにおける食品の安全のための技術支援(工業振興課) ・学校給食施設における衛生管理の充実(健康福利課) 	9条 10条 15条
	(2) 食品業者等に対する監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県食品衛生監視指導計画の策定(生活衛生課) ・計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施(生活衛生課) ・給食施設における衛生管理等の指導徹底(健康増進課・健康福利課・生活衛生課) ・いわゆる健康食品の監視指導の実施(業務課) 	
	(3) 食品表示の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携(生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課) ・適正な食品表示の普及啓発(生活衛生課・くらし安全安心課・経済流通課) 	
3 消費と段階 信頼にお 確ける	(1) 食品の安全性に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施(生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課) ・子どもの頃からの食品の安全に関する学習推進(生活衛生課・学校教育課) ・地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援(健康増進課・生活衛生課) ・各種媒体を活用した食品安全情報の提供(生活衛生課) 	13条 16条 17条
	(2) 消費者相談体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性等に関する相談体制の充実(生活衛生課・くらし安全安心課) ・食と農に対する理解促進(農政課) 	
	(3) 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及啓発(農政課・健康増進課・健康福利課・文書学事課) ・地産地消運動の展開(農政課) 	
4 生産 環境に 配慮 活動に た	(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・化学農薬の使用量低減(経営技術課) ・化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進(経済流通課) ・有機農業の推進(経営技術課) ・エコ農業を実践する農業者の活動促進(経営技術課・農村振興課・農地整備課・生産振興課) ・環境に配慮した農業についての消費者の理解促進(経営技術課・経済流通課) 	7条 9条 16条
	(2) 環境にやさしい食生活の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減促進(農政課・健康福利課・文書学事課・生活衛生課) ・CO2排出量等の削減の取組促進(経済流通課・地球温暖化対策課) 	
	(3) 資源の再利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物の有効利用による資源循環への取組促進(農村振興課・畜産振興課・地球温暖化対策課) ・食品廃棄物の再資源化意識の啓発(生活衛生課) 	
5 県民 行政と 信頼 関係 確立 の 解	(1) 食品に関する情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性等に関する情報公開の推進(生活衛生課) ・食品衛生情報等の共有(生活衛生課) ・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供(生活衛生課) 	11条 13条
	(2) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する体験機会の拡大(農政課・林業振興課・畜産振興課・生涯学習課) ・事業者と消費者の理解促進(農政課・農村振興課・経済流通課・生活衛生課) 	
	(3) リスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換による相互理解の推進(生活衛生課) ・リスクコミュニケーターの活用(生活衛生課) 	
6 食の 安全と 信頼 の 保 充 た め の 連 携 強 化	(1) 食品安全行政の総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な食品安全行政の推進(生活衛生課) ・県民参加による食品安全行政の推進(生活衛生課) ・地域における農産物の安全・安心対策(経営技術課) ・他機関との連携(生活衛生課) 	12条 13条 14条 17条 19条
	(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上(畜産振興課・生活衛生課) ・食品衛生検査における信頼性確保(生活衛生課) ・関係機関の連携による監視指導及び検査体制の強化(生活衛生課) ・食品衛生推進員の充実(生活衛生課) ・農薬使用に係る指導者の育成(経営技術課) 	
	(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬等検査の効率化(生活衛生課) ・環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進(経営技術課) ・畜産に関する試験研究の推進(畜産振興課) ・安全・安心な養殖魚生産技術開発(生産振興課) 	
	(4) 健康危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理体制の強化 	
	(5) 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質に対する検査体制の充実(農政課・経営技術課・生活衛生課) ・放射性物質による食品安全管理体制の強化 ・消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進 ・食品製造業者や生産者等に対する支援(工業振興課・農政課) 	

3 平成23年度の指標の達成状況

本計画では、条例の基本理念に基づき、生産から消費に至る各段階における施策を総合的かつ計画的に推進するため、6つの基本目標、20の施策目標を掲げ、60の個別事業を実施しました。

60の個別事業のうち、年度別の指標を設定した17項目について達成状況を見ると、年度目標を達成したもの（○）が12項目（70.6%）、年度目標は未達成だが前年度より改善したもの（△）が3項目（17.6%）となり、年度目標が未達成であり前年度より改善していないもの（▲）は2項目（11.8%）でした。

基本目標	施策目標	個別 事業	指標			(参考) ▲の 達成率	
			設定 項目	達成状況			
				○	△		▲
基本目標1 生産段階における安全と信頼の 確保	(1)安全な農産物の生産の推進	3	2		2		
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	3	3	3			
	(3)トレーサビリティの定着と 生産情報公開の促進	2	1	1			
基本目標2 製造・加工・流通・販売段階に おける安全と信頼の確保	(1)食品営業者等による自主衛生管理の推進	4	2	1	1		
	(2)食品営業者等に対する監視指導の強化	4	2	1		1	
	(3)食品表示の適正化の推進	2	1	1			
基本目標3 消費段階における安全と信頼の 確保	(1)食品の安全性に関する理解促進	4	2	2			
	(2)消費者相談体制の充実・強化	2	0				
	(3)食育の推進	2	1※				
基本目標4 環境に配慮した生産から消費に 至る活動	(1)環境と調和のとれた生産活動 “エコ農業とちぎ”の推進	5	1			1	
	(2)環境にやさしい食生活の促進	2	0				
	(3)資源の再利用の促進	2	0				
基本目標5 県民、事業者、行政間の情報の 共有と相互理解・信頼関係の確 立	(1)食品に関する情報共有の推進	3	0				
	(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	2	0				
	(3)リスクコミュニケーションの推進	2	1	1			
基本目標6 食の安全と信頼の確保のための 体制の充実及び連携強化	(1)食品安全行政の総合的推進	4	0				
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化 並びに人材の育成	5	1	1			
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と 食品安全に関する研究の推進	4	1	1			
	(4)健康危機管理体制の強化	1	0				
	(5)放射性物質に対する食品安全管理体制の 強化	4	0				
全 体		60	17	12	3	2	

※基本目標3(3)の「食育を実践する人の割合」については、計画最終年度の平成27年度に目標値を設定

4 事業の実績

基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保

(1) 安全な農産物の生産の推進

施策目標

農産物の生産において、GAP（農業生産工程管理）の導入を促進するとともに、畜産農家における更なる飼養衛生管理の向上を図り、より安全な農産物の供給を推進します。

指標と実績

年度(平成)		基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指標名(単位)	指標	(22年度)	65	110	145	160	190
	実績	24	54				
きのこGAP導入産地(産地)	指標	2	6	7	8	9	10
	実績		5				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進	農薬の適正使用に係る普及啓発の強化 ・ 農薬危害防止研修会の開催 ・ 病害虫雑草防除指針の発行 ・ 県広報媒体を用いた啓発の実施	1回、参加者130人 2,800部 ラジオ1回、 県ホームページ掲載	経営技術課
	県内産地へのGAP導入を支援する指導者の確保と推進体制の強化 ・ GAP指導者養成講座の開催	養成指導者数38人	
	GAP実践産地の拡大 ・ GAP実践生産組織数	150組織 うち、農場点検を実施した組織数 54組織	
②きのこのGAPの導入推進	GAP実践産地の拡大 ・ きのこGAP導入産地	5産地(しいたけ)	林業振興課
	GAP手法導入に向けた普及啓発 ・ 研修会の開催	1回、参加者10人	

主な施策	事業内容	実績	担当課
③家畜生産衛生の向上	「家畜飼養衛生管理基準」の遵守指導の徹底 ・畜産農家を指導	指導農家数 298 戸	畜産振興課
	HACCP 方式に基づく管理手法の指導	指導農家数 9 戸	
	畜産農家の飼養形態にあったマニュアル作成の指導	マニュアルを作成した農家 9 戸	
	生産過程の危害因子（病原体、抗菌剤等）の定期的な検査分析と衛生管理の検証	衛生管理の検証を実施した農家 9 戸	

今後の施策の展開

①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進（経営技術課）

- ・農薬の適正な使用や作業者の衛生管理など、食品安全に関わる生産工程の正確な実施や記録、点検・評価を行うGAPの導入を促進します。
- ・GAPに関する指導者の育成や客観的な点検（農場点検）の導入により、より信頼性の高いGAPの実践を目指します。

②きのこのGAPの導入推進（林業振興課）

- ・きのこの産地を対象に、GAP手法の導入を促進するため、未導入産地への食の安全性の意識の高揚等やGAP手法導入に向けた普及啓発を図ります。

③家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

- ・畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての啓発・指導に努めます。
- ・生産者に対して、「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づくHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理について指導を行い、普及・定着に努めるとともに、認証取得の促進を図ります。

基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保

(2) 生産者等に対する監視指導の強化

施策目標

農薬や動物用医薬品及び飼料の適正な使用や流通・販売における適正な取扱いを推進するため、監視・指導を徹底します。

指標と実績

指標名		年度(平成)	基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
農業使用者・農業販売者に対する立入検査数 (件)	指標		201	200	200	200	200	200
	実績			206				
動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数 (件)	指標		300	300	300	300	300	300
	実績			370				
養殖衛生管理に関する巡回指導実施業者数 (人)	指標		45	46	47	48	49	50
	実績			46				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①農薬の使用者及び販売者に対する監視・指導の強化	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査	206件 うち改善指導件数 32件	経営技術課
②畜産における監視・指導	家畜伝染病予防法に基づく、牛海綿状脳症(BSE)をはじめとした監視伝染病(97疾病)の定期的検査の強化 ・BSE検査 ・牛ブルセラ病検査 ・牛結核病検査 ・馬伝染性貧血検査	5,092頭 14,585頭 14,585頭 794頭	畜産振興課
	人獣共通感染症のサーベイランスの強化 ・高病原性インフルエンザウイルス検査 ・ウェストナイルウイルス検査	採卵鶏及び種鶏農場 36戸 1戸(蚊の採取5回)	

主な施策	事業内容	実績	担当課
②畜産における監視・指導	畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況の調査 分析と抗菌剤の適正使用の推進 ・大腸菌の薬剤耐性調査	21 検体から 18 株分離、 複数の薬剤に耐性を示した菌株 5 株	畜産振興課
	動物用医薬品、飼料に関する指導・検査 (内訳) ・動物用医薬品の販売、製造業者等に対する適正表示及び品質確認のための立入検査 ・飼料の販売、製造業者に対する適正表示及び品質確認のための立入検査、収去検査 ・畜産農家立入による、薬剤の適正使用、治療履歴等の記録の有無等の確認調査 ・牛飼養農家に対する飼料の適正使用調査指導	指導・検査数 370 件 186 件 うち許可証不掲示 8 件 36 件 うち飼料の成分不足 1 件 12 件 全て適正 136 件 全て適正	
③養殖衛生管理の普及・指導	養殖魚生産業者を対象とした水産用医薬品の適正使用講習会や、衛生管理技術の向上を図るための巡回指導等の実施 ・水産医薬品適正使用指導等会議 ・巡回指導 (対象 70 人)	2 回、参加者 35 人 指導 46 人	生産振興課

今後の施策の展開

①農業の使用者及び販売者に対する監視・指導の強化（経営技術課）

- ・農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等の徹底を図ります。

②畜産における監視・指導（畜産振興課）

- ・家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準遵守状況の確認や監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランス（定期的な検査等による感染動向の監視）や薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化します。
- ・生産現場での安全性のチェックのため、動物用医薬品や飼料の品質確認及び流通・使用の適正化について、製造販売業者や畜産農家への立入検査、収去検査等を実施します。

③養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）

- ・県内の養殖生産者の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性等を把握することにより、魚類防疫対策や水産用医薬品に対する的確な指導を行い、安心できる水産物の提供を目指した養殖衛生管理の普及・指導に努めます。

基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保

(3) トレーサビリティの定着と生産情報公開の促進

施策目標

消費者の信頼を確保するため、使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と農産物の生産情報の公開を促進します。また、主食である米についてのトレーサビリティを推進し、安全・安心を確保します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	農産物の生産情報公開に取り組む生産組織の割合 (%)	指標	65	70	74	78	82
実績		70.8					

※総合農協の20名以上の生産組織を対象

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進	生産履歴の記帳とその内容確認の徹底指導 ・生産履歴記帳運動実施農協数	11か所	経営技術課
	農産物生産情報公開の促進 ・生産情報公開に取り組む生産組織数 ※総合農協の20名以上の生産組織を対象としたときの割合	102組織(144組織中) (70.8%)	経済流通課
②米流通適正化の推進	米トレーサビリティ法の普及・啓発 ・各種会議等を利用した制度の周知 ・米トレーサビリティ制度説明会 ・広報媒体等を用いた啓発	7農業振興事務所、随時 2回、参加者150名 県政広報番組： テレビ1回	経済流通課

今後の施策の展開

①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課・経営技術課）

- ・特に取組の遅れている生産組織を重点的に指導するなどして、農産物の生産履歴の記帳及びホームページへの生産情報掲載を促進します。

②米流通適正化の推進（経済流通課）

- ・販売業者や飲食店など対象事業者に対して、研修会の開催、パンフレットの配布等により米トレーサビリティ法の周知活動を行い、県内全事業者に対して取引における記録の保持と消費者への産地の伝達を徹底するよう指導します。

基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(1) 食品営業者等による自主衛生管理の推進

施策目標

より安全性の高い食品を供給するため、食品関係施設における「HACCP方式」を取り入れた自主衛生管理の推進や食品の安全性に関する知識・技術の習得を支援します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	指標						
食品衛生推進員活動件数 (件)	指標	935	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
	実績		993				
とちぎハサップ認証施設数 (累計:施設)	指標	37	44	48	52	56	60
	実績		46				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品自主衛生管理等の推進	食品衛生責任者に対する再教育講習会の開催	65回、受講者 5,727人	生活衛生課
	食品衛生指導員による巡回指導の実施	指導件数 16,728件	
	食品衛生推進員による自主衛生管理の普及啓発活動 ・食品衛生推進員の活動件数 ・食品衛生推進員研修会 ・自主衛生管理マニュアルの作成・配布	993件 1回、参加者44人 20,000部	
②「とちぎハサップ」の認証取得促進	「とちぎハサップ」認証取得支援事業の実施 ・マニュアル作成セミナー ・事業者訪問	5回、参加者62人 7件	
	食品関連事業者や消費者に対する認証制度の普及促進 ・各種広報媒体等を用いた広告の実施	新聞広告1回 ラジオスポットCM 延べ40回 県政広報番組： テレビ1回、ラジオ1回 とちぎ食と農ふれあいフェア、県民の日	
	とちぎハサップの認証施設数	46施設	

主な施策	事業内容	実績	担当課
③産業技術センターにおける食品の安全のための技術支援	食品製造事業者からの依頼試験	異物分析 86件 微生物検査 70件	工業振興課
	食品に関するクレーム品や欠陥に対する原因究明、発生防止等の技術相談	品質管理 606件 計測・検査 38件	
	技術講習会及び技術者研修等の実施 ・技術者研修 ・技術講習会	1回(2日間)、 参加者24企業(27人) 1回、 参加者38企業(62人)	
④学校給食施設における衛生管理の充実	学校給食施設に対するドライシステム化推進	ドライシステム数 138調理場(44.5%) ※平成22年度調査 (23年度は調査なし)	健康福利課
	栄養教諭、学校栄養職員等研修会の開催	2回、参加者311人	
	学校給食調理場への訪問指導	10施設	

今後の施策の展開

①食品自主衛生管理等の推進(生活衛生課)

- ・食品営業者及び食品衛生責任者に対して、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得を促進します。
- ・食品衛生指導員が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動を支援します。
- ・食品衛生推進員が行う食品衛生指導員や食品営業者に対する指導、助言等の自主衛生管理の普及啓発活動を支援します。
- ・新たに食品製造・加工に取り組む農業者等に対する食品衛生管理に関する知識や技術の習得を支援します。

②「とちぎハサップ」の認証取得促進(生活衛生課)

- ・食品の安全確保対策として有効なHACCPの考え方を取り入れた「とちぎハサップ」の認証取得促進を図ります。また、当制度に関する広報活動や認証を取得した施設の公表を通して、制度の周知に努めます。

③産業技術センターにおける食品の安全のための技術支援(工業振興課)

- ・製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題に関する食品製造事業者からの技術相談や、品質管理、技術開発等に必要な各種依頼試験に対応します。
- ・研修会・講習会を開催し、食品の安全性確保に関する普及啓発を図ります。

④学校給食施設における衛生管理の充実(健康福利課)

- ・ウエットシステムの学校給食施設におけるドライ運用の徹底やHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入を促進します。
- ・学校給食の衛生管理に関する研修会や、学校給食調理場への訪問指導を実施します。

基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(2) 食品営業者等に対する監視指導の強化

施策目標

「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設のほか、学校、病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導を計画的かつ効果的に実施します。また、県内に流通する食品等を対象として、計画的に検査を実施します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			指標	実績			
食品関係施設に対する監視指導達成率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100
	実績		107.3				
食品検査達成率 (%)	指標	100	100	100	100	100	100
	実績		99.8				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①栃木県食品衛生監視指導計画の策定	平成24年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定・公表	3月に策定	生活衛生課
②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施	食品関係施設に対する監視指導の実施 (重点監視指導事項) ・食中毒予防対策 ・食品表示 ・食品等事業者における記録の作成及び保存の徹底	監視指導件数 14,502 件 (計画件数 13,515 件、 達成率 107.3%)	
		食品の収去検査の実施 (内訳) ・規格基準等検査 ・有害物質(汚染物質)検査 ・放射性物質検査 ・アレルギー物質含有食品検査 ・遺伝子組換え食品検査 ・かんぴょうの保存料簡易検査	収去検査件数及び結果 3,761件 違反59件 不適1件 (計画件数3,770件、 達成率99.8%) 3,189件 違反58件 438件 違反1件 30件 違反0件 20件 不適1件 20件 不適0件 64件 不適0件

主な施策	事業内容	実績	担当課
③給食施設における衛生管理等の指導徹底	「栃木県特定給食施設指導要綱」に基づく特定給食施設に対する指導 ・個別指導 ・集団指導	411 施設 (計画件数 389 件、 達成率 105.7%) 31 回、996 施設	健康増進課
	学校給食調理場への訪問指導 【基本目標2-(1) 再掲】	10施設	健康福利課
④いわゆる健康食品の監視指導の実施	強壮・強精など男性機能回復を暗示している製品、痩身効果を暗示している製品の買い上げ調査	買い上げ件数 20 件 うち不適 1 件	薬務課
	新聞折込広告、雑誌(2誌)の広告の監視	広告違反件数 1 件	
	薬局等医薬品販売施設における健康食品及び広告等の監視	監視施設数 475 施設 食品の虚偽誇大広告違反なし	

今後の施策の展開

①栃木県食品衛生監視指導計画の策定(生活衛生課)

- ・食品関係施設の危害度や指導状況等に応じた監視指導、食品の検査計画等を定めた「栃木県食品衛生監視指導計画」を年度ごとに策定し、食品の安全性確保に努めます。

②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施(生活衛生課)

- ・監視指導計画に基づき、食品衛生監視員等による食品関係施設の監視指導を計画的かつ効果的に実施します。特に危害度の高い大量調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理が徹底されるよう監視指導の強化に努めます。
- ・県内で製造又は流通する食品(輸入食品を含む)を対象に、製品の規格基準検査(成分規格、食品添加物、残留農薬等)、アレルギー物質含有食品検査、遺伝子組換え食品検査等を計画的かつ効果的に実施します。
- ・と畜場においては、食用に供するすべての牛や豚などの検査を行うとともに、牛については、牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査をはじめとしたBSE対策を実施します。また、と畜場や食鳥処理場に対しては、施設設備の適正な管理及び食肉の衛生的な取扱いの徹底等監視指導の強化に努めます。

③給食施設における衛生管理等の指導徹底(健康増進課・健康福利課・生活衛生課)

- ・病院や事業所などの特定給食施設等に対する栄養管理指導や衛生管理については、対象施設を的確に把握し、指導計画に基づき効率的で効果的な指導を実施します。
- ・各市町教育委員会及び社会福祉施設の開設者・管理者に対し、給食施設における衛生管理の意識がより一層高まるよう研修会等で指導します。

④いわゆる健康食品の監視指導の実施(薬務課)

- ・医薬品的な効果効果をうたい、消費者が医薬品と誤認するおそれのある食品や、医薬品成分等の含有が疑われる食品に対し、販売監視や広告監視を実施するとともに、必要に応じて買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の流通防止に努めます。
- ・買い上げ検査等により医薬品成分が確認された場合には、販売した事業者に対し指導を行うとともに、製品名を公表して健康被害の未然防止に努めます。

基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(3) 食品表示の適正化の推進

施策目標

消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源となる食品表示について、関係機関が連携して監視指導を実施するとともに、適正な食品表示の普及啓発を推進します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	食品表示合同監視実施店舗数 (店舗)	指標	86	86	88	90	92
実績		106					

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携	食品表示の関係機関が合同で食品販売業者に対し監視指導の実施(食品表示適正化強化月間の8月、12月に重点的に実施)	28回 106店舗	生活衛生課 くらし安全 安心課
	食品表示関係職員向け研修会の実施	1回、出席者31人	
	食品表示110番による相談受付	307件	くらし安全 安心課
	健康の保持増進等に関する虚偽誇大広告を行う食品販売者に対する指導 ・健康増進法第32条の2に基づく指導	4件	健康増進課
	事業者等に対する食品の栄養成分表示等の指導の実施 ・健康増進法第31条に基づく指導	26件	
②適正な食品表示の普及啓発	事業者等に対する食品表示研修会開催 ・食品の適正表示推進者育成講習会 ・食品表示セミナー ・食品製造及び販売業者等への研修会 ・食品事業者コンプライアンス確立研修会	2回、参加者132人 1回、参加者240人 6回、参加者172人 1回、参加者86人	生活衛生課 くらし安全 安心課

主な施策	事業内容	実績	担当課
	「食品表示適正化強化月間」を定め、消費者や事業者に対し、適正な食品表示の定着促進（強化月間 8月、12月） <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレット作成 ・広報媒体等を用いた啓発 	5,000部 テレビ2回、ラジオ2回 新聞広告5誌 各1回	
	米穀流通業者等に対する米トレーサビリティ法の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ制度説明会 ・各種会議等を利用した制度の周知 ・農産物の直売所、農村レストランに対する巡回指導（2、3月） ・広報媒体等を用いた啓発 	2回、参加者150名 7農業振興事務所 随時 99店舗 テレビ1回	経済流通課

今後の施策の展開

①食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携

（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）

- ・関係法令に基づき、適正な表示がなされた食品が消費者に提供されるよう事業者に対する指導を実施します。
- ・食品表示の関係機関の連携を深め、監視指導を効果的かつ効率的なものとするため、事業者に対し合同で実施します。
- ・関係機関職員が、自ら所管する法令以外についても理解を深めるため、食品表示に関する研修を実施します。
- ・「食品表示110番」や「くらしの安心サポーター」制度により消費者等の声を活用して、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。
- ・販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う者に対し、適正な内容とするよう指導します。

②適正な食品表示の普及啓発（生活衛生課・くらし安全安心課・経済流通課）

- ・食品表示制度についての普及啓発や法令遵守（コンプライアンス）意識の向上を図るため、事業者や消費者を対象とした研修会の開催やパンフレットの配布などを実施します。
- ・食中毒が多発する8月と食品の流通が拡大する12月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めます。
- ・米穀流通事業者や米加工業者、小売業者、飲食店を対象に、米や米加工品の譲り渡し情報や産地情報の伝達が確実に行われるよう、研修会の開催やパンフレット配布等により制度の啓発を行います。

基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保

(1) 食品の安全性に関する理解促進

施策目標

消費者に対し、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等を積極的に提供し、消費者自身が食品の安全性についての確に判断できる取組を推進します。

指標と実績

指標名	年度(平成)		基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	指標	実績						
食品安全講習会等の受講者数 (累計:人)	指標		10,729	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000
	実績			14,417				
食品安全教室の受講者数 (累計:人)	指標		—	500	1,000	1,500	2,000	2,500
	実績			733				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施	食品安全講習会等の実施 (内訳) ・県政出前講座の実施 「食品の表示制度」 「食の安全・安心について」 「県産農産物の安全・安心対策」 ・健康福祉センター主催又は講師派遣による食品の安全に関する講習会等の実施 ・くらしのセミナーの開催	受講者数 1,842人 (平成22年度までの累計: 12,575人) 1回、参加者 60人 7回、参加者 248人 3回、参加者 75人 31回、参加者 1,302人 4回、参加者 157人	暮らし安全 安心課 生活衛生課 経済流通課
②子どもの頃からの食品の安全に関する学習推進	小学生を対象とした食品安全教室の実施 (食品表示、食中毒予防、正しい手の洗い方)	10回、受講者733人	生活衛生課
	こども向け啓発教材の作成・配布 ・食品安全に関するリーフレット ・手洗いポスター	食品安全教室実施校に配布 1,000部 800部	
③地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援	食生活改善推進員リーダー研修会の開催	1回、参加者23人	健康増進課
	給食施設関係者研修会の開催	1回、参加者75人	

主な施策	事業内容	実績	担当課
④各種媒体を活用した食品安全情報の提供	食品安全情報の提供 ・県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載	生活衛生課サイトアクセス数 年365,082件	生活衛生課
	食中毒予防の啓発 ・広報媒体等を用いた情報提供 ・広報誌による注意喚起	テレビ2回 8回	

今後の施策の展開

- ①消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課・くらし安全安心課・健康増進課）
 - ・食中毒予防の知識や食品表示の見方など、食の安全をテーマにした「県政出前講座」の充実を図ります。
 - ・県民や消費者団体等が開催する学習会に関係職員を派遣するなど、食の安全や健全な食生活に関する情報の提供に努めます。
 - ・消費生活センターにおいて、県民からの要請により「くらしのセミナー」を開催し、食品に対する正しい知識や食品の安全性に関する啓発を行います。
- ②子どもの頃からの食品の安全に関する学習推進（生活衛生課・学校教育課）
 - ・小学生を対象とした食品安全教室を開催し、食品表示や食中毒の予防方法、手洗いの大切さなどを、わかりやすく学習できる機会を設けます。
 - ・食品安全に関する子ども向け啓発教材について、学校への周知を図り、活用を進めます。
- ③地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（健康増進課・生活衛生課）
 - ・食生活改善推進員やヘルスサポーター等地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供に努め、食の安全に関する理解を進めます。
 - ・食品の安全に関する啓発教材等を作成し、教職員や地域ボランティアに提供します。
- ④各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課）
 - ・ホームページや各種広報媒体を活用し、迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。

基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保

(2) 消費者相談体制の充実・強化

施策目標

消費者からの食品の安全性や食と農に関する様々な相談等に対して、適切な情報提供や助言、関係機関と連携した対策等を実施します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品の安全性等に関する相談体制の充実	食品安全相談窓口の設置	9健康福祉センター 随時	生活衛生課
	健康福祉センターへの「危害情報の申し出」(食中毒、食品の取り扱い、不良食品等)	188件	生活衛生課
	食品衛生監視員等研修会の開催	3回、参加者125人	生活衛生課
	消費生活センターにおける食品に関する相談	633件	くらし安全安心課
②食と農に対する理解促進	「食と農の相談室」における消費者からの相談対応	相談件数 1,310件	農政課

今後の施策の展開

①食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課）

- ・各健康福祉センターにおいて、消費者からの食品の安全性等に関する相談に的確に対応します。相談内容により、必要に応じて関係機関が連携し、迅速に調査を実施します。
- ・各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員に対し、食品に関する新しい知識の習得のための研修等により、資質の向上に努めます。
- ・消費生活センターにおいて、消費者からの食品に関する問い合わせや相談を受け、解決方法の助言や情報提供を行います。

②食と農に対する理解促進（農政課）

- ・「食と農の相談室」において、消費者からの相談・要望に的確に対応し、食と農に対する理解促進を図ります。

基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保

(3) 食育の推進

施策目標

生涯にわたり健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう食育を推進します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	食育を実践する人の割合(%)	指標	45.4				→
実績		(37.0)					

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食育の普及啓発	とちぎ食育推進月間の実施(10月) ・とちぎ食育推進大会 2011	参加者 約 300 人	農政課
	食育の広報啓発 ・広報媒体を用いた啓発 ・とちぎネットアンケート(6月実施) 「食育を実践する人の割合」	新聞 2 回 37.0%	
	食育の啓発資料の作成・配布 ・家庭の食育リーフレット作成 ・事例集作成	10,000 部 7,000 部	
	とちぎ食育応援団の活用促進 ・活動力アップ研修会の開催 ・とちぎっ子食育出前講座の実施	登録数 361 人 1 回、参加者 83 人 幼児とその保護者 3 回、参加者 96 人	
	とちぎ子どもの食育ライブラリーの設置 ・保育所・幼稚園向け食育教材の整備	111 アイテム	
	食生活改善推進員と連携した食育事業の実施	宇都宮地区等 9 地区 実施回数 330 回 計 15,871 人	
	子どもの頃からの生活習慣病予防の実施 ・子どもと家族の健康づくり推進会議 ・食育実践教室及びワークショップ等 ・関係者に対する研修会開催	4 健康福祉センター開催 6 回、参加者 1,221 人 4 回、参加者 171 人	
	「とちぎ健康 21 協力店」の推進拡大	1,125 店舗	

主な施策	事業内容	実績	担当課
	学校における食育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催 ・食に関する指導全体計画及び年間指導計画作成 ・アレルギー個別調査実施 	2回、参加者472人 小学校390校(100%) 中学校161校(100%) 98.7%	健康福利課
②地産地消運動の展開	地域農産物を活用した学校給食の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・米食給食の回数増大取組み市町 	3市町	農政課
	地産地消に関するPR <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例表彰 ・啓発パンフレット作成 	10団体 12,000部	
	とちぎの地産地消推進店のPR <ul style="list-style-type: none"> ・推進店の登録数 	151店舗	
	けんちょう de 愛ふれあい直売所	11回開催 (10月を除き毎月1回)	
	各市町等における地産地消推進方針の策定	26市町	

今後の施策の展開

①食育の普及啓発（農政課・健康増進課・健康福利課・文書学事課）

- ・毎年10月を「とちぎ食育推進月間」と定め、食に関するイベント等の実施や、各種広報媒体の活用による情報の提供により、食育の普及啓発に努めます。
- ・とちぎ版「食事バランスガイド」の普及やバランスのとれた食生活の実践を推進するとともに、メタボリックシンドローム予防の普及啓発など、子どものころからの生活習慣病予防の取組を推進します。
- ・「とちぎ健康21協力店」や食生活改善推進員等ボランティアと連携・協力した食育推進運動や、給食施設における栄養成分表示等の情報提供に努めます。
- ・学校での食育が体系的に行われるよう、栄養教諭等を活用し、各学校における「食に関する指導の年間計画」の内容と食育指導の充実を図ります。

②地産地消運動の展開（農政課）

- ・学校給食をはじめ、農産物直売所、量販店、飲食店、さらには、県内事業所の社員食堂等において、地域農産物の利用及び提供の拡大などを通して、消費者と生産者が相互に顔が見える関係づくりを推進するとともに、生産者自らが消費者の農業体験の場の提供を支援する取組等により、消費者と生産者の結びつきを強化します。

基本目標4 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進

施策目標

これまでの環境保全型農業に加え「生物多様性の維持・向上」や「CO₂（二酸化炭素）の排出量削減」にも配慮した総合的な取組である“エコ農業とちぎ”を推進します。

指標と実績

年度(平成)		基準	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指標名(単位)		21年度					
生物農業等の環境に配慮した 資材の使用面積 (ha)	指標	7,001	7,340	7,510	7,680	7,850	8,000
	実績		6,060				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①化学肥料・化学農薬の使用量低減	たい肥施用による減肥栽培の実証 ・モデルほ場の展示	3地区(上都賀、塩谷南那須、那須)	経営技術課
	土壌診断に基づく施肥改善指導 ・土壌診断検体数 ・延診断項目数	556件 1,589件	
	IPM(総合的病害虫・雑草管理)の推進 ・いちごの栽培にモデルほ場の展示 ・生物農業等の環境に配慮した資材の使用面積	2地区(芳賀、下都賀) 6,060ha	
②化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進	とちぎ特別栽培農産物(リンク・ティ)の導入促進 ・リンク・ティに取り組む農政者及び品目、栽培面積の拡大	農業者数 198人 品目数 11品目 栽培面積 402ha	経済流通課
③有機農業の推進	有機農業の推進 ・公開ほ場の設置 ・見学会の開催	7か所 2回	経営技術課

主な施策	事業内容	実績	担当課
④エコ農業を実践する農業者の活動促進	エコファーマーの認定促進と環境と調和のとれた技術の導入支援 ・エコファーマー認定者数	7,261人	経営技術課
	エコファーマーの消費者への理解促進 ・消費者向け啓発資料配布 ・各種イベント等での広報活動とちぎ“食と農”ふれあいフェアでの資料配布	300部 300部	
	農村の地域における再生可能エネルギー導入の取組を支援	3地区	農村振興課
⑤環境に配慮した農業についての消費者の理解促進	健全な土づくりの推進 ・「土づくり推進強化月間」の実施による広報啓発活動	ラジオ1回 県ホームページ掲載	経営技術課
	リンク・ティに関する情報提供	随時	経済流通課

今後の施策の展開

①化学肥料・化学農薬の使用量低減（経営技術課）

- ・たい肥等の有機物を用いた健全な土づくりを生産者に啓発します。また、たい肥の特殊肥料としての届出を促進し、家畜排せつ物や落ち葉等の地域の未利用資源の有効活用を図ります。
- ・土壌診断に基づく適正な施肥や肥効調節型肥料の使用など、合理的な施肥体系を一層普及するとともに、たい肥の利用を促進します。
- ・病害虫の発生に関する情報や環境への負荷が少ない防除資材の利用などにより、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を推進します。

②化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進（経済流通課）

- ・とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）について、対象作物や栽培面積の拡大を促進します。

③有機農業の推進（経営技術課）

- ・公開ほ場の設置及び見学会実施等による普及啓発により、農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりを進めます。

④エコ農業を実践する農業者の活動促進（経営技術課・農村振興課・農地整備課・生産振興課）

- ・従来の環境保全型農業に加え、生物多様性の維持・向上やCO₂排出量削減にも配慮したエコ農業技術の充実・普及を図ります。

⑤環境に配慮した農業についての消費者の理解促進（経営技術課・経済流通課）

- ・環境に配慮した農業やその農産物について、消費者にわかりやすい情報の発信を進めます。

基本目標4 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(2) 環境にやさしい食生活の促進

施策目標

食物を大切にすることは、はぐくむとともに、食品の消費に伴うCO₂（二酸化炭素）の排出量の削減に取り組み、環境に配慮した食生活を促進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品ロスの削減促進	食べ物を大切にすることの醸成 ・ 標語による普及啓発 「いただきます 全ての命に ありがとう」 「残さず食べることが食事のマナー」	リーフレット掲載 10,000部 事例集掲載 7,000部	農政課
	学校における食育の充実 ・ 食育推進啓発事業「絵画・ポスターコンクール」の実施	応募 2,047 点	健康福利課
②CO ₂ 排出量等の削減の取組促進	地産地消の促進 ・ 「とちぎ食と農の展示・商談会 2012」開催 ・ 県産農産物の情報提供	1回、出展者数 164 団体、参加者約 2,000 人	経済流通課
	フードマイレージの削減の促進 ・ 県内企業等に対するフードマイレージの普及啓発 ・ 「とちぎ食と農の展示・商談会 2012」開催 【再掲】 ・ 企業の社員食堂等における県産農産物の利用拡大の推進	1回、出展者数 164 団体、参加者約 2,000 人 306 事業者	
	レジ袋無料配布中止の推進 ・ 協定方式（事業者・消費者団体・県（市町））による取り組み事業者数	34 事業者 65 店舗	地球温暖化対策課

今後の施策の展開

①食品ロスの削減促進（農政課・健康福利課・文書学事課・生活衛生課）

- ・学校における食育指導の充実を図ることで、児童生徒の食べ物大切に作る心や食物の生産等へかかわる人々へ感謝する気持ちをはぐくみます。
- ・食の安全に関する講習会等において、食品ロスの実態や発生させないための留意点等についても啓発し、食品ロス削減への意識を高めます。また、賞味期限や保存方法等の食品表示についての正しい知識を普及することにより、食品の廃棄抑制に努めます。
- ・食品事業者に対し、少ない量のメニュー提示等により客の食べ残しを防ぐなど、食品廃棄の抑制について啓発します。

②CO₂排出量等の削減の取組促進（地球温暖化対策課）

- ・レジ袋無料配布中止に向け、市町村と連携して地域単位の協議会を設置し、事業者が足並みをそろえて取組を実施できる環境づくりに努めます。また、レジ袋削減という身近な取組が、廃棄物の発生抑制につながるとともに、地球温暖化防止にも寄与することを県民に周知し、買い物時のマイバッグ持参の呼びかけなど広報活動を展開していきます。

基本目標4 環境に配慮した生産から消費に至る活動

(3) 資源の再利用の促進

施策目標

循環型社会の視点に配慮し、食品廃棄物の再生利用を促進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品廃棄物の有効利用による資源循環への取組促進	食品リサイクル法に関する情報提供	随時	農村振興課
	バイオマスの普及啓発 ・シンポジウム開催 ・イベント出展	1回、参加者500人 4回	
	「バイオマスタウン構想」に係る市町村の推進計画策定等を支援		
	「栃木県リサイクル製品認定制度」の広報 ・関係機関・団体等への募集チラシ配布 ・県ホームページへの掲載 ・イベントでのパネル展示	500部 2回	地球温暖化対策課
	「とちの環(わ)エコ製品」認定事業者の積極的公表 ・パンフレット作成、関係機関・団体等への配布 ・県ホームページへの掲載	3,000部	
②食品廃棄物の再資源化意識の啓発	食品関係事業者に対する意識の啓発 ・食品衛生責任者再教育講習会での啓発 【基本目標2-(1) 再掲】	65回、受講者5,272人	生活衛生課

今後の施策の展開

①食品廃棄物の有効利用による資源循環への取組促進

(農村振興課・畜産振興課・地球温暖化対策課)

- ・ 広報媒体や各種イベントにおいて、食品リサイクル法に関する情報提供に努めます。
- ・ 食品廃棄物系のバイオマス（再生可能な有機性資源）の利活用について、シンポジウムの開催等により、県民・事業者への啓発に努めます。
- ・ 食品廃棄物の地域循環システムを構築する「バイオマスタウン構想」の策定等、市町村を支援します。
- ・ 関係機関を対象としたエコフィード利用勉強会等を開催し、関係者間の情報共有を図るとともに、その活用方法についても検討します。
- ・ 「栃木県リサイクル製品認定制度」の広報や「とちの環（わ）エコ製品」認定事業者の積極的公表により当制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携のもと、食品廃棄物を利用して肥料等の製造に取り組む事業者の認定取得を促進します。

②食品廃棄物の再資源化意識の啓発（生活衛生課）

- ・ 食品衛生責任者再教育講習会等において、食品営業者や食品衛生責任者に対し、食品廃棄物の再資源化に関する意識を啓発します。

基本目標5 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

(1) 食品に関する情報共有の推進

施策目標

事業者による食品安全情報の公開を促進するとともに、行政からの迅速でわかりやすい情報提供に努め、生産から消費に至るまでのすべての関係者における食品の安全性に関する情報共有を推進します。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食品の安全性等に関する情報公開の推進	「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」を見直し、「6(5)放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」を追加するにあたり、パブリックコメントを実施	8/30～9/30 提出意見：49件 (2団体、個人47人)	生活衛生課
②食品衛生情報等の共有	平成24年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定及び公表 ・パブリックコメントの実施(2月)	3月策定、公表 2/1～3/1 提出意見：1団体	
	平成22年度栃木県食品衛生監視指導計画の結果公表	6月公表	
	食中毒等に関する情報提供 ・食中毒発生情報の提供 ・県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」等で情報提供	6件 随時	
	事業者が実施する自主的な食品等の回収情報の提供 ・県内事業者による食品自主回収情報の公表 ・他自治体からの自主回収情報を関係機関へ情報提供	随時 16件 161件	
③食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供	HACCPの考え方に基づく衛生管理を実録している事業者情報の提供(県ホームページで掲載)	28施設	
	とちぎ食の安全・安心パートナーの登録者数	10事業者	

今後の施策の展開

①食品の安全性等に関する情報公開の推進（生活衛生課）

- ・食の安全に関する施策について、意思決定の過程も含め情報公開します。
- ・食品の安全性に関する調査・研究の成果等に関する迅速な情報公開に努めます。

②食品衛生情報等の共有（生活衛生課）

- ・「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、県民の意見を反映するとともに、その実施結果を公表します。
- ・食中毒をはじめとして、食品衛生法違反に関する情報を提供し、危害の状況を明らかにすることにより、食品による健康被害の発生・拡大の防止を図ります。
- ・食品表示の誤りや異物の混入等により、事業者が実施する自主的な食品等の回収に関する情報について、県ホームページにより公表し、回収の促進を支援します。

③食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）

- ・HACCPなど、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進します。
- ・食品の安全性向上に努める事業者及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに積極的に取り組む事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、事業者の安全な食品供給に対する取組や食品安全情報を県と協働して発信していきます。

基本目標5 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

(2) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援

施策目標

食品の生産者及び製造者と消費者との交流を支援することにより、事業者と消費者との相互理解を推進し、食品供給に関する信頼性の向上に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①食に関する体験機 会の拡大	農林業団体による農林業体験教室や料理 教室・料理コンクールの開催などの取組を 促進 ・きのこ料理コンクール	1回、参加者910人	林業振興課
	料理教室・料理コンクールの開催などの取 組を促進 ・牛乳・乳製品利用料理コンクール (牛乳普及協会主催)	1回、応募数581点	畜産振興課
	とちぎ食育応援団による「とちぎっ子食育 出前講座」の実施 【基本目標3-(3)再掲】	幼児とその保護者 3回、参加者96人	農政課
	子供の食育をすすめる「食と農の体験活動 ガイド」による普及啓発	随時配布 県ホームページ掲載	
	農産物や農業体験等に関する情報発信 ・県ホームページ ・広報番組による情報提供	随時 テレビ1回	
	市町村による親子農業体験教室の支援	9市町33教室	生涯学習課
②事業者と消費者の 理解促進	「とちぎ食と農ふれあいフェア」の開催	2日間、来場者10万人	農村振興課
	栃木県特別表示認証食品（Eマーク食品） など県産農産物を利用した加工品に関す る幅広い情報を提供 ・Eマーク食品啓発パンフレットの作 成・配布	5,000部	経済流通課

主な施策	事業内容	実績	担当課
	「つなごう！食と農実践講座」の開催支援 (実施主体:公益財団法人栃木県農業振興公社)	9回、参加者290人	農政課
	食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援	6回、参加者98人	生活衛生課

今後の施策の展開

①食に関する体験機会の拡大（農政課・林業振興課・畜産振興課・生涯学習課）

- ・農林業団体による農林業体験教室や料理教室・料理コンクールの開催などの取組を促進します。
- ・地域の農業者等との連携を図りながら学校農園等を活用して、保育所・幼稚園や学校における農業体験などを促進します。
- ・市町と連携を図りながら、放課後や週末等を利用した地域における親子農業体験などを支援します。
- ・事業者による職場体験や出前講座などの取組を促進します。

②事業者と消費者の理解促進（農政課・農村振興課・経済流通課・生活衛生課）

- ・様々な広報媒体や「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」など各種のイベントを活用して、栃木県特別表示認証食品（Eマーク食品）など県産農産物を利用した加工品に関する幅広い情報を提供し、事業者と消費者の交流を促進するとともに、食品の安全確保に関する事業者の取組を紹介したり、食品に関するアンケート等を通して、事業者と消費者の相互理解を促進します。
- ・食品事業者による工場見学会等の情報を消費者に提供することにより、食品製造への理解を促進します。
- ・食品事業者と消費者が交流する消費者懇談会の開催を支援します。

基本目標5 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

(3) リスクコミュニケーションの推進

施策目標

食に関する知識を深めるとともに、生産から消費までの各段階の関係者相互の信頼を築くため、食品の安全性に関する意見交換を推進します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	意見交換会の参加者数 (累計:人)	指標	3,143	3,900	4,200	4,500	4,800
実績		5,800					

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①意見交換による相互理解の推進	意見交換会の開催 (内訳) ・とちぎ食品安全フォーラムの開催 (「とちぎ食の安全ネットワーク」と共催) テーマ「放射性物質と食品の安全性について」 ・食品安全地域フォーラムの開催 テーマ「食品工場で学ぼう！冷凍食品の品質管理について」 ・放射性物質と食に関する意見交換会の実施	参加者数 2,202 人 (平成 22 年度までの累計： 3,598 人) 1 回、参加者 520 人 県東地区 1 回、参加者 30 人 15 回、参加者 1,652 人	生活衛生課 農政課
②リスクコミュニケーションの活用	食品安全地域フォーラムでのリスクコミュニケーションの活用	1 回 (1 人)	生活衛生課

今後の施策の展開

①意見交換による相互理解の推進（生活衛生課）

- ・ 広く県民を対象としたリスクコミュニケーションを推進するため、「とちぎ食品安全フォーラム」や地域単位の小規模な意見交換会を開催するなど、NPO団体等との協働により、県民との意見交換と相互理解の推進を図ります。
- ・ 関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者や消費者団体等による食品の安全性に関する意見交換会の開催を支援します。

②リスクコミュニケーターの活用（生活衛生課）

- ・ これまで育成してきたリスクコミュニケーションを支援、仲介できる能力を有する人材を活用し、各地域において意見交換会等を開催します。

基本目標6 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(1) 食品安全行政の総合的推進

施策目標

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心に、部局横断的に問題の解決を図ります。また、国や関係自治体と情報交換や連携を図り、総合的かつ効果的な食品安全行政の推進に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①総合的な食品安全行政の推進	栃木県食品安全推進本部検討委員会の開催（構成：庁内27課） とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）の見直し及び食の安全・安心・信頼性の確保に関する施策に関する報告等について検討	2回	生活衛生課
②県民参加による食品安全行政の推進	「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」を見直し、「6(5)放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」を追加するにあたり、パブリックコメントを実施 【基本目標5-(1)再掲】	8/30～9/30 提出意見：49件 (2団体、個人47人)	生活衛生課
	条例に基づく施策提案	なし	
	とちぎ食品安全サポーター事業への参加促進	登録者 50人	
③地域における農産物の安全・安心対策	農薬の使用履歴記帳など、農産物の生産段階における安全・安心対策の普及 ・生産者を対象とした研修会開催	26回、参加者802人	経営技術課
④他機関との連携	国や他自治体と連携による対応	対応事例なし	生活衛生課
	食中毒調査支援システム(NESFD)による食中毒発生情報の活用	随時	

今後の施策の展開

①総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・食の安全を脅かす事件、事故等が発生することがないように総合的な施策の取組を強化するとともに、万が一事故等が発生した際には、栃木県食品安全推進本部が中心となり、関係部局と連携を図り、問題解決に向け迅速に対応できる体制を確保します。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された附属機関である「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催し、食品の安全性に関する事項について意見を聴きます。

②県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・食の安全に関する計画の策定に当たっては、パブリック・コメントにより、県民の意見を反映したものとします。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第19条による施策提案制度を活用し、県民参加による効果的な食品安全行政を推進します。
- ・「とちぎ食品安全サポーター」の方からの生活に密着した食品に関する意見等を活かし、県の食の安全に関する施策を推進します。

③地域における農産物の安全・安心対策（経営技術課）

- ・「地域農産物安全・安心対策連絡会議」のもと、農薬の使用履歴記帳など、農産物の生産段階における安全・安心対策の取組を推進します。

④他機関との連携（生活衛生課）

- ・輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模な食中毒の発生時には、厚生労働省や他自治体との密接な連携を図り対応します。
- ・食中毒調査支援システム（NESFD）を活用し、関係機関が情報を共有することにより、事件の早期探知、迅速な原因究明及び被害の拡大防止に努めます。

基本目標6 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成

施策目標

職員の資質向上等により監視指導及び検査体制を充実するとともに、事業者に対し適切な助言のできる指導者の人材育成に努めます。

指標と実績

指標名	年度(平成)		基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	農業管理指導士等認定者(人)	指標	2,376		2,430	2,480	2,530	2,580
実績				2,566				

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上	家畜防疫員研修会	4回、参加者 101人	畜産振興課
	食品衛生監視員等研修会 【基本目標3-(2)再掲】	3回、参加者 125人	生活衛生課
②食品衛生検査における信頼性確保	食品衛生検査施設を対象とした精度管理の実施 ・内部点検の実施 ・外部精度管理 ・内部精度管理 微生物検査 理化学検査	9施設各1回 32件 不適4件 188回 156回	生活衛生課
	専門研修への職員派遣 ・精度管理業務研修会(厚生労働省)	1回、2人	
③関係機関の連携による監視指導及び検査体制の強化	食品表示の関係機関が合同で食品販売業者に対し監視指導の実施 【基本目標2-(3)再掲】	28回、106店舗	生活衛生課 くらし安全 安心課
④食品衛生推進員の充実	食品衛生推進員研修会の開催 【基本目標2-(1)再掲】	1回、参加者 44人	生活衛生課

主な施策	事業内容	実績	担当課
⑤農業使用に係る指導者の育成	農薬管理指導士等の認定 農薬管理指導士等研修会の開催	新規認定 67 人 (延べ 2,566 人) 2回、参加者 130 人	経営技術課

今後の施策の展開

①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（畜産振興課・生活衛生課）

- ・家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し、新しい知識や技術の修得を目的とした研修会等を開催し、資質の向上に努めます。

②食品衛生検査における信頼性確保（生活衛生課）

- ・試験検査の迅速性や精度向上を図り、検査結果の信頼性を確保していきます。
- ・検査に係る新しい知識や技術の習得を目的とした専門研修に派遣するなど、食品衛生検査施設における職員の資質の向上に努めます。

③関係機関の連携による監視指導及び検査体制の強化（生活衛生課）

- ・監視指導及び検査に当たっては、関係機関と連携し、効果的・効率的に実施します。

④食品衛生推進員の充実（生活衛生課）

- ・食品衛生指導員や食品業者からの相談に応じ、適切な指導、助言のできる食品衛生の知識を有する食品衛生推進員の充実に努めます。

⑤農業使用に係る指導者の育成（経営技術課）

- ・農薬取締法など関係法令や農薬の適正使用に関する事など、農薬全般に関する事項についての知識を有する農薬管理指導士等の認定を通じ、指導者を育成します。

基本目標6 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進

施策目標

食の安全に配慮した農産物等の生産技術の開発や管理技術の研究及び食品検査の効率化を推進します。

指標と実績

指標名	年度(平成)	基準 21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	残留農薬一斉分析項目数(項目)	指標	110	140	160	180	200
実績		150					

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①残留農薬等検査の効率化	残留農薬検査の迅速化及び効率化を図るための調査研究 ・ポジティブリスト制度に対応するためにGC/MS及びLC/MS/MSによる一斉分析法の検討を実施	一斉分析項目数 150 項目	生活衛生課
②環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進	IPM を確立するために必要な試験の実施 ・トマトを対象にナス科台木や生物農薬等による青枯病の抑制効果の調査 ・いちごを対象に萎黄病の新たな伝染経路と有効な防除方法の検証 ・にらを対象にネダニの発生状況と有効な防除方法の検証	抑制効果を確認 有効な防除方法を確認 有効な防除方法を確認	経営技術課
③畜産に関する試験研究の推進	牛のヨーネ病に対する迅速診断法を開発するための調査の実施 ・迅速診断法の精度確認の実施	141 検体	畜産振興課
	家畜における薬剤耐性菌の出現状況を把握するための調査の実施 ・家畜の糞便から分離したカンピロバクター18株における薬剤の感受性試験の実施	テトラサイクリン系抗生物質に耐性傾向が認められたほか、複数の薬剤に耐性を示す菌株を5株確認	

主な施策	事業内容	実績	担当課
④安全・安心な養殖魚生産技術開発	免疫賦活剤の効果的な利用に関する調査 ・飼育水の濁りや、急激な水温の変化によるニジマスの免疫力低下の検証	発病の原因になり得ることの確認	生産振興課
⑤放射性物質の汚染リスクを低減する技術の開発	土壌中放射性セシウム農作物等への吸収抑制技術の開発 ・放射性セシウムの吸収移行に関する基礎調査及び各種資材等を施用した吸収抑制効果の検証	水稻において交換性カリウムの低い土壌で作物の放射性セシウム吸収量が高くなる傾向を確認	経営技術課
	土壌中放射性セシウム飼料作物への吸収移行抑制技術の検討 ・牧草の刈取り回数による放射性セシウム濃度低減効果の検証 ・飼料用トウモロコシ、飼料稲等の飼料作物における放射性セシウム吸収移行に関する調査 ・飼料用トウモロコシ栽培における反転深耕及びカリ施用による放射性セシウム濃度低減効果の検証	低減効果を確認 移行係数を確認 低減効果を確認	畜産振興課

今後の施策の展開

①残留農薬等検査の効率化（生活衛生課）

- ・一斉分析法による残留農薬等検査を確実なものとし、検査項目の増加と効率化を図ります。

②環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課）

- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の1つとして天敵昆虫を利用した防除体系に関する研究を行います。
- ・有機農業栽培技術を確立するため、県内の先進事例を解明し栽培技術の体系化を図ります。

③畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課）

- ・家畜伝染病の迅速診断法の研究開発、良質で安全な畜産物を生産するための飼養管理技術や環境に配慮した生産技術等に関する調査及び研究を行います。

④安全・安心な養殖魚生産技術開発（生産振興課）

- ・病気に強い健康な魚づくりを推進するため、ウイルス症に対するビタミン類など免疫賦活剤の投与効果を明らかにし、安全・安心な養殖魚生産技術の開発を推進します。

⑤放射性物質の汚染リスクを低減する技術の開発（経営技術課、畜産振興課）

- ・土壌中放射性セシウム農作物への吸収抑制技術の開発を推進します。
- ・土壌中放射性セシウム飼料作物への吸収移行抑制技術の推進に努めます。

基本目標6 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(4) 健康危機管理体制の強化

施策目標

食品による健康被害について、未然防止、危害の拡大防止及び再発防止のための危機管理体制を強化し、県民の健康の保護に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①健康危機管理体制の強化	「危害情報の申し出」制度に基づく申し出のあった情報への対応	188件	生活衛生課
	食中毒発生時の対応	6件	
	農薬等が基準を超過して残留した県産農産物についての対応	疑義案件の該当なし	経済流通課

今後の施策の展開

健康危機管理体制の強化

- ・健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換などを行います。
- ・「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第17条の「危害情報の申し出」制度に基づき申し出があった情報に適切に対応し、健康被害の拡大防止に努めます。
- ・食中毒の発生時には、「栃木県食中毒対策要綱」及び「栃木県食中毒処理要領」により、迅速かつ的確な対応に努めます。
- ・従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル」により対応します。
- ・農薬等が基準を超過して残留した県産農産物によって、消費者の健康被害が懸念される場合は、「農薬緊急事案対応マニュアル」等により、原因の究明や被害の拡大防止を図ります。

基本目標6 食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化

(5) 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

施策目標

農産物等のモニタリング検査を継続的に実施するなど、放射性物質に対する食品安全管理体制を強化するとともに、消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進に努めます。

事業の実施状況

主な施策	事業内容	実績	担当課
①放射性物質に対する検査体制の充実	放射性物質測定装置の整備 ・ゲルマニウム半導体検出器 ・NaIシンチレーションスペクトロメータ	※食品モニタリング検査用として 3台 農業試験場 2台 保健環境センター1台 26台 食肉衛生検査所 2台 林業センター 1台 農業振興事務所 9台 農業試験場 2台 水産試験場 1台 家畜保健衛生所 4台 畜産酪農研究センター 2台 教育事務所 5台	農政課 経営技術課 生産振興課 畜産振興課 林業振興課 生活衛生課 健康福利課
	放射能分析研修への派遣	5人 保健福祉部 2人 農政部 3人	
②放射性物質による食品安全管理体制の強化	農産物等モニタリング検査の実施 ・農産物の放射性物質検査 (野菜、果樹、米、麦類、大豆等) ・畜産物の放射性物質検査 (牛肉、原乳、豚肉、鶏卵) ・牛肉の全頭検査(出荷規制に伴う) ・水産物の放射性物質検査 (アユ、ヤマメ、ヤシオマス等) ・林産物の放射性物質検査 (きのこ類、わさび、野生きのこ等) ・流通食品の放射性物質検査 (牛乳等) ・野生鳥獣の放射性物質検査 (イノシシ、シカ等) ・イノシシの全頭検査(出荷規制に伴う)	71品目、1,158検体 4品目、121検体 32,420検体 天然魚 10品目、361検体 養殖魚 9品目、64検体 19品目、256検体 H23.7~ 6品目、33検体 3品目、81検体 加工処理施設 139検体	経済流通課 畜産振興課 生産振興課 林業振興課 生活衛生課 自然環境課 農村振興課

主な施策	事業内容	実績	担当課
③消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進	農産物等のモニタリング検査結果の公表 ・ 県ホームページでの情報提供 ・ 県政記者クラブへの資料提供等	東日本大震災関連情報サイトアクセス数 年 7,191,404 件 随時	経済流通課
	消費者等の疑問に答えるための相談窓口の設置 ・ 消費者・事業者からの相談受付	相談件数 352 件	生活衛生課
	リスクコミュニケーションの推進 ・ とちぎ食品安全フォーラムの開催 テーマ：放射性物質と食品の安全性について 【基本目標 5-(3)再掲】 ・ 放射性物質と食に関する意見交換会の実施 【基本目標 5-(3)再掲】 ・ 県政出前講座（放射性物質に関する講話） 「食の安全・安心について」 「県産農産物の安全・安心対策」 【基本目標 3-(1)再掲】	1 回、参加者 520 人 15 回、参加者 1,652 人 7 回、参加者 248 人 3 回、参加者 75 人	生活衛生課 農政課 生活衛生課 経済流通課
④食品製造事業者や生産者等に対する支援	食品製造事業者からの放射性物質に係る測定依頼 ・ 県産業技術センターでの測定	36 品目、516 検体	工業振興課
	地域農産物（学校給食の食材を含む）等の依頼検査 ・ 各農業振興事務所での放射性物質簡易検査	120 品目、1,455 検体	農政課
	消費生活相談に係る依頼検査 ・ 自家消費の野菜等の放射性物質簡易検査	35 品目、67 検体	くらし安全安心課

今後の施策の展開

①放射性物質に対する検査体制の充実

(農政課、生産振興課、畜産振興課、経営技術課、林業振興課、生活衛生課)

- ・放射性物質による食品の安全を確認するため、放射性物質測定装置を増設して、検査体制の充実を図るとともに、検査技術の習得を目的とした専門研修に職員を派遣するなど、緊急時にも対応できる人材の育成に努めます。

②放射性物質による食品安全管理体制の強化

- ・放射性物質による食品への影響を確認するため、農産物等のモニタリング検査を拡充して継続的に実施し、食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の新基準値（平成 24 年 4 月 1 日適用）を超過した食品の流通を防止します。
- ・国（内閣府食品安全委員会など）や関係機関等からの情報収集に努めるとともに、他の自治体が実施する農産物等のモニタリング検査の結果など関係自治体との情報交換や連携を密にして、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対応します。
- ・学校給食のより一層の安全・安心のため、教育事務所に設置した放射性物質測定装置を利用して、希望する学校等の食べる前の食材の検査を支援するとともに、調理済み学校給食（一食まるごと）に含まれる放射性物質検査についても、民間の検査機関への委託による実施に努めます。

③消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進

- ・農産物等のモニタリング検査結果については、速やかに県ホームページ等で公表するなど、食品安全に関する情報発信の強化に努めます。
- ・リスクコミュニケーションを推進するため、専門家による講演会や意見交換会を開催するなど、放射性物質に関する知識の普及を図り、消費者の正しい理解の促進に努めます。また、地域の学習会に関係職員を派遣するなど、「県政出前講座」の充実を図ります。

④食品製造事業者や生産者等に対する支援(工業振興課、農政課)

- ・産業技術センターにおいて、食品製造事業者からの放射性物質に係る測定依頼に対応します。
- ・各農業振興事務所において、地域農産物（学校給食の食材を含む）等の依頼検査に対応します。

Ⅲ 危害情報の申出

条例第17条に基づき県に申出のあった危害情報は、次のとおりです。

情報の種別	平成23年度					
	件数	措 置				
		行政 処分	行政 指導	指導 依頼	事実 確認 不能	その他
食中毒に関する情報	2	2				
腐敗・変敗、異物混入、 表示、容器包装、有症苦 情等の不良食品に関する 情報	154		98	13	37	6
生産、製造、加工、流通、 販売の各段階における 食品及び生産設備等の 取り扱いに関する情報	32		29		3	
計	188	2	127	13	40	6

集計期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

※ 条例第17条第1項

県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に適切な対応をするよう申出をすることができる。

Ⅳ 施策の提案

条例第19条第1項において「県内に住所を有する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる」と定めておりますが、平成23年度中に県に提案された施策はありませんでした。

V とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第20条第1項に基づき設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

(第10回)

開催日：平成23年7月21日(木)

場 所：栃木県庁本館6階大会議室1

- 内 容：(1) ア とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例及び基本計画(2期計画)について
イ 放射性物質に関する農産物等モニタリング調査の概要について
ウ とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)の見直し(案)について
(2) ア 平成22年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果について
イ 県内における食の安全・安心・信頼性の確保に関する事例について

(第11回)

開催日：平成24年2月6日(月)

場 所：栃木県庁本館6階大会議室2

- 内 容：(1) 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化について
(2) 農産物等のモニタリング検査結果及び今後の対応について
(3) 消費生活相談に係る放射性物質簡易検査について
(4) 平成24年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)について

(委 員)

次頁名簿のとおり

とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

H24. 9. 1現在

No.	氏名	推薦団体・勤務先等	備考
1	飯島 一彦	(株)下野新聞社 編集局長	
2	右井 晴夫	東洋大学経営学部 教授	
3	今 克枝	(有)那須高原今牧場 取締役専務	
4	大山 寛	栃木県農業士	
5	角田 まさのぶ	県議会議員	
6	菊池 恵子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長	
7	久保 景	(社)栃木県栄養士会 会長	
8	小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会 技術参与	
9	篤橋 勝泰	栃木県農業協同組合中央会 専務理事	
10	竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長	
11	長尾 慶和	宇都宮大学農学部教授	
12	笹村 次郎	(社)栃木県食品衛生協会 会長	
13	笹村 好一	自治医科大学(公衆衛生学) 教授	
14	平野 みち子	公募	
15	増淵 正二	(社)栃木県食品産業協会 会長	
16	守友 榮子	公募	

※任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日

(五十音順、敬称略)

用語解説

【あ】

○IPM

IPM (Integrated Pest Management : 総合的病害虫・雑草管理)

総合的病害虫・雑草管理とは、拮抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせ、適切かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理手法です。

○アレルギー物質含有食品

食物アレルギーの原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月から、アレルギー物質を含む食品の表示が義務付けられました。

現在は、特定原材料「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の7品目が表示を義務付けられ、特定原材料に準ずるものとして、「あわび、いか、いくら等」の18品目についても表示が奨励されています。

【い】

○遺伝子組換え

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、種を越えた植物等の生物に組み込むことをい、病気・害虫に強い品種改良により生産量の向上などが期待できます。

平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化され、安全性に問題がないと判断されたもののみが国内で流通可能となっています。

【う】

○牛のヨーネ病

家畜伝染病に指定されている慢性的な下痢を呈する細菌性疾病です。

牛のヨーネ病は、症状を示さないまま原因菌（ヨーネ菌）を排出する期間が長いことから、感染の拡大を防ぐための早期確定診断方法の開発が望まれています。

【え】

○栄養教諭

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員で、児童生徒の栄養に関する指導及び管理をつかさどります。

○エコファーマー

たい肥等有機質資材を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式計画を知事から認定された農業者の愛称です。

○エコフィード

食品製造の段階で発生するビール粕等の副産物や食品流通段階で発生する余剰食品等から製造される家畜飼料。環境の「エコ」と飼料を意味する「フィード」を合わせた造語です。

○NaI（エヌイーアイ）シンチレーションスペクトロメータ

ヨウ化ナトリウムがシンチレータ（放射線が当たることによって蛍光を示す物質）であることを利用した放射性物質測定装置のことです。

○NPO

民間非営利組織。広義では公益法人や協同組合などの互助的団体も含まれますが、一般には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体や特定非営利活動法人を指すことが多くなっています。

【か】

○家畜飼養衛生管理基準

生産段階における畜産物の安全性確保を図る観点から、家畜伝染病予防法において、家畜飼養管理の方法に関し、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守るべき基準として定められています。具体的には、安全な畜産物を生産するために、畜舎の清掃や消毒の励行等日常衛生管理を徹底し、家畜伝染性疾患の病原体の汚染を減らすことが重要なことから、そのために必要な飼養管理上の留意事項10項目が規定されています。

○家畜の衛生管理ガイドライン

農林水産省が、畜産物の安全性の確保のため、生産段階におけるHACCP方式の確立を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の5畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方式になっています。

○学校給食衛生管理基準

学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい文部科学大臣が定めた基準です。

○監視伝染病

家畜伝染病予防法で規定される家畜伝染病（26疾病）と届出伝染病（71疾病）の総称で、疾病ごとに対象家畜（牛、馬、豚、めん羊、鶏、みつばち等）が規定されています。これらの疾病に罹っている家畜（疑いを含む）を発見した者（原則獣医師）は、家畜保健衛生所に届け出なければなりません。

【く】

○くらしの安心サポーター

消費者被害の未然防止を図るため、消費者と行政のパイプ役となり、消費生活情報の発信や消費者からの相談への対応、不適切な表示を行う事業者情報の提供などの活動を行うボランティアの方たちです。

○くらしのセミナー

消費者を取り巻く環境が急速に変化している中で、消費者一人ひとりが主体的かつ合理的に行動できるよう、消費者トラブルの未然防止等に関する講話や食品の安全等の知識を習得するための講話などを実施しています。

【け】

○ゲルマニウム半導体検出器

半導体にゲルマニウムを用いた放射性物質測定装置のことで、測定能力がとて高いことから食品等のモニタリング検査に使用されています。

○健康づくり交流会

飲食店従事者と外食利用者の代表として食生活改善推進員が健康づくりについて意見交換を行い、県民の健康づくりを推進するための交流会です。

○県政出前講座

県民からの要請により県担当職員が集会場等の場に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。食の安全・安心に関することについてのお問い合わせ先は、生活衛生課です。

【こ】

○公開ほ場

農業者等の有機農業への理解を深めるため、県が有機農業者の協力の下に公開した有機農業を実践している田、畑、果樹園などです。

【さ】

○残留農薬一斉分析法

農作物の栽培又は保存時に使用され、食品中に残留した農薬を残留農薬といい、ポジティブリスト制度により数多くの農薬成分の分析が必要になりました。そのため高度な分析機器を用い農薬成分を一度にできるだけ多く分析する方法をいいます。

【し】

○GAP（ギャップ）

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理手法）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAPを取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や食品製造事業者等の信頼の確保が期待されます。

○施策提案制度

県民が、県に対し食品の安全性を確保する目的で制度の新設や運用の改善等の施策を提案することができる制度です。施策を提案する場合は、施策提案書を提出することが必要です。

○収去検査

家畜防疫員や食品衛生監視員が工場や販売店に立ち入り、試験検査用として食品・飼料等を法律に基づき無償で持ち帰り検査することをいいます。

○飼養管理情報

家畜に給与した飼料や投与した薬品の履歴を牛の固体識別番号をもとに提供できる情報です。

○条令第17条に基づく制度（危害情報の申出制度）

県民が人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合、県に対し適切な対応をするため申出をすることができる制度です。申出者は、住所、氏名を明らかにする必要があります。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進することを目的に、市町等において開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と協調しながら活動している方です。

○食中毒調査支援システム（NESFD）

（National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease）

食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局、国立研究機関、地方自治体及び地方衛生研究所間で即時情報共有を行うためのシステムです。食中毒関連情報の集約・共有、Web会議による緊急時対応支援、職員研修の機能があり、平成22年4月から運用が開始されました。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、食品営業施設に立ち入りし、食品や帳簿類を検査し、試験に必要な食品などを収去するため、また食品衛生に関する指導をするため厚生労働大臣、都道府県知事等がその職員の中から任命した者です。医師、獣医師、薬剤師など、所定の資格が必要です。

○食品衛生指導員

食品事業者で構成する（社）栃木県食品衛生協会の会員で、養成教育の課程を修了した者を、協会長が委嘱するもので、自主活動として食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、営業施設に対する巡回指導、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

○食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食品衛生の向上に関する自主的活動に協力的で、社会的信頼があり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者の中から知事が委嘱するもので、地域における衛生水準の向上のために、営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

○食品衛生責任者

「食品衛生法施行条例」で、営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了した者の中から任命され、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。原則として、1施設1名の設置が義務付けられています。

○食品衛生責任者再教育講習会

食品衛生責任者に対して食品衛生に係る最新の知識等自主管理に必要な事項を修得させるために開催している講習会です。

栃木県では、食品衛生責任者は、この講習会を3年に1回以上受講することが義務づけられています。

○食品添加物

食品の製造の過程等で、食品に添加、混和すること等により、食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために使用します。

食品衛生法により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されています。

○食品廃棄物

食品製造の段階で発生する副産物（米ぬか、ビール粕、果汁粕等）、食品加工調理段階で発生する調理屑や利用されなかった食材、食品流通段階で発生する余剰食品や期限切れ食品、食品消費段階で発生する食べ残しなどです。

○食品表示110番

食品表示の適正化を図るため、広く県民から食品表示についての情報提供を受け付けるホットラインです。県くらし安全安心課（028-623-3242）の他、農業振興事務所7カ所に設置されています。

○食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品廃棄物の排出抑制を図るとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的として制定されました。食品関連事業者には業種別に再生利用等の実施目標を定めるとともに、食品廃棄物の多量発生事業者（年間100 t以上）には発生量等の定期報告が義務づけられています。また、登録再生利用事業者制度、再生利用事業計画の認証制度を設け、認定を受けた事業者には一般廃棄物収集運搬業の許可等の特例が講じられます。

○食品ロス

食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のことです。例えば、賞味期限切れで販売できなくなったものや生鮮食品、惣菜等の売れ残り、飲食店で客が食べ残した料理や提供できなかった仕込み済みの食材、家庭での食べ残しや調理しないままの食材などです。

○人獣共通感染症のサーベイランス

人間と家畜の両方に感染する病気を人獣共通感染症といい、その予防等の対策を行うため、感染動向を定期的な検査等により監視することを言います。

【す】

○水産用医薬品

動物用医薬品のうち、水産動物の病気の診断、治療、予防に使用されるものです。

【た】

○大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

【ち】

○地域農産物

地域内（最大で県内）で生産された農産物・水産物・特用林産物（きのこ等）及びこれらを原料として製造した農産加工品です。

○地産地消

地域で生産された農産物を当該地域で消費しようという取組です。農産物直売所や農村レストラン、地域の農産物を使った学校給食、さらにはレストランやスーパー、ホテル等にも、こうした動きが広がっています。

【と】

○動物用医薬品

薬事法に基づく医薬品のうち、家畜（牛、豚、鶏等）や養殖魚に使用されるもので、抗生物質や一般薬などがあります。薬事法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

○特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設です。

○とちぎ健康21協力店

県民の皆さんが外食するときに、自分に合った食事を選択したり、栄養や食生活に関する適切な情報が得られるよう、栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供、とちぎ健康づくり応援弁当の販売、健康情報発信、禁煙・分煙などに取り組む飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを「とちぎ健康21協力店」として登録し、県民の健康づくりを支援しています。



とちぎ健康21協力店のマーク

○栃木県健康危機管理マニュアル

県民の生命の安全と健康の確保を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切に健康危機管理対策が行われるよう、初動体制等を確立するための手順を定めたものです。

○栃木県食中毒対策要綱

大規模な食中毒の発生時には、必要に応じ連絡会議、対策本部を設置し、関係機関との迅速な情報交換、十分な連絡調整を行い、原因究明、発生拡大防止、効果的な対策等円滑な処理を図ることなどを定めたものです。

○栃木県食中毒処理要領

食中毒やその疑いがある事例が発生した際に、迅速かつ的確な調査を行い、原因食品・原因物質・汚染源等の究明のための調査・事務処理等の具体的方法を定めたものです。

○栃木県食品安全推進本部

栃木県における食品の安全確保に関する総合的な施策を推進するため、知事が本部長となり平成16年5月設置されました。本部の下に幹事会を置き情報の収集分析を行い、さらに必要に応じ検討委員会が幹事会に諮る事項を調査、検討します。（事務局：生活衛生課）

○栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導の内容を定めるものです。

本県における食品営業施設等への年間立入予定回数は、各業種ごとに危害度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により、5段階に分類しています。

○栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）

県内の食品事業者の衛生管理を推進させるため、HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に続けることができる施設を認証する制度です。

県の指定した第三者機関が、認証基準を満たしているか審査して認証します。認証を取得した施設と認証施設で製造された製品には、右



とちぎハサップの認証マーク

○栃木県食品表示適正化強化月間

食品営業者等への適正な食品表示の指導のため、強化期間を定めて、「食品衛生法」、「JAS法」及び「景品表示法」所管行政機関が連携し合同で立入調査を行っています。現在は、8月と12月を強化月間と定め、県、農林水産省、宇都宮市が合同で監視を実施しています。

○栃木県特別表示認証食品（Eマーク食品）

県産農産物を原料に、県内の食品加工業者がこだわりをもって加工した優れた食品を対象に、栃木県が品質や表示について基準を定め、これに適合するものを認証した食品です。



○栃木県リサイクル製品認定制度

県内で発生する循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を原材料として利用することなどの要件を満たしたリサイクル製品を「とちの環エコ製品」として県が認定する制度です。

認定製品は、「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。

○とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導・実践活動を通して、食育推進に協力してくれるボランティア（個人・団体・企業）のことです。

主な活動として、食生活改善・栄養健康管理分野や農林水産物の生産分野、食文化・郷土料理・地産地消分野等があります。

○とちぎ食育推進月間

本県における食育の重点的かつ効率的な普及を図るため、毎年10月を「とちぎ食育推進月間」とし、関係機関・団体の連携のもと、各種イベント等を集中的に実施しています。

○とちぎ食の安全・安心推進会議

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された県の附属機関で、平成19年2月に第1回の会議が開催されました。基本計画を定める場合等食品の安全性に関する事項を審議しています。

○とちぎ食の安全・安心パートナー事業

とちぎハサップ認証事業者及びリスクコミュニケーションを積極的に推進している事業者を「とちぎ食の安全・安心パートナー」として登録し、官民協働による県民の食品安全知識の向上と食の安全・安心に関する理解促進を行う事業です。

活動内容としては、広告等における食品安全情報の掲載や、営業施設等において県が提供するポスターの掲示及びパンフレットの配置等、県民への積極的な食品安全情報の提供です。

○とちぎ食品安全サポーター事業

食品に関心を持っている消費者の方を「とちぎ食品安全サポーター」として登録し、日常の買い物などで気づいた食品に関する情報を寄せていただく制度です。

○とちぎの食育元気プラン

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月、栃木県食育推進計画である「とちぎ食育元気プラン」を策定しました。

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5カ年を計画期間としています。

○とちぎの食材提供店

県内でとれた、おいしくて、安心な食材にとことんこだわった「とちぎの食材」を扱うお店を、(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定していましたが、現在は、「地産地消」を積極的に推進するお店を「とちぎの地産地消推進店」として認定しています。

○とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供しているお店や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定しています。

○とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）

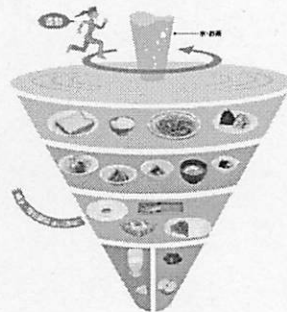
化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の半分以下に減らした農産物を県が「とちぎの特別栽培農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、「リンク・ティ」マークが貼付され、消費者に安心して信頼のおける農産物を提供しています。



○とちぎ版食事バランスガイド

厚生労働省と農林水産省が策定した「食事バランスガイド」に基づき、県民が気軽に食生活改善に取り組むことができるように、県の代表的な農産物を活用した料理や郷土料理を取り入れて策定したものです。



○と畜場と食鳥処理場

と畜場とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設をいいます。また、食鳥処理場とは、鶏、あひる、七面鳥などのとさつ、解体を行うために設けられた施設をいいます。

○ドライシステム化とドライ運用

ドライシステムとは、調理器具等から床に水を落とさない構造にすることで、床を常に乾いた状態にし、調理場の湿度を少なくすることで細菌の繁殖を防止し、跳ね水による二次汚染を防止するシステムです。

ドライ運用とは、ドライシステム化されていない従来型のウエットシステムの調理場を調理器具の改善や作業方法の工夫によってドライシステムと同様の効果が得られるような方法で運用することです。

○トレーサビリティシステム

トレース(Trace:足跡を追う)とアビリティ(Ability:できること)を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味します。食品の生産・流通経路及び所在等を記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにする仕組みです。

【の】

○農業の6次産業化

農業者が農産物の生産(1次産業)だけでなく、自ら生産した農産物を用いて、商品の製造・加工(2次産業)や、販売(3次産業)に取り組むことにより、農産物の付加価値を向上させて、収益力を高めることです。

○農業管理指導士・ゴルフ場農薬適正使用士

農薬販売者及び農薬使用者やゴルフ場で農薬を使用する者等に対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、その後に行う認定試験に合格した者を「農業管理指導士」または「ゴルフ場農薬適正使用士」として認定しています。

「農業管理指導士」「ゴルフ場農薬適正使用士」は、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減が図られるよう、指導的な役割を担っています。

○農薬緊急事案対応マニュアル

流通段階にある県産農畜水産物において、関係法令で定める基準値を超える残留農薬の検出等により、その安全性が危惧される事案が発生した場合の関係機関等の対応について定めたものです。

○ノロウイルス

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルスです。かつては、SRSVやノーウォーク様ウイルスと呼ばれていました。

ウイルスに汚染された食べ物や飲み物を口にすることで感染する場合と、感染者の便や吐物に接触したり、飛散したウイルスにより人から人へ二次感染を起こす場合があります。

酢ガキなどカキの生食により食中毒を起こす例があり、注意が必要です。

カキを食べる場合には、生食用か加熱用かをよく確認して、加熱用のカキは、中まで十分火を通す必要があります。また、カキを取り扱った調理器具や手指は、洗剤でよく洗ってから次の調理作業を行うことが食中毒の予防のために重要です。

【は】

○バイオマス

生物由来の再生可能な有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたものです。具体的には、農作物残さ、資源作物、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、林地残材、剪定枝などです。

○バイオマスタウン

域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことです。

○HACCP（ハサップ）

（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析及び重要管理点）

一般的にハサップといい、原材料の仕入れから出荷までの各工程において、危害防止につながるポイントを重点的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムです。

【ひ】

○BSE

BSE（Bovine Spongiform Encephalopathy：牛海綿状脳症）

牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示します。原因は、十分に解明されていませんが、プリオンというタンパク質が異常化したために発生すると考えられています。

○肥効調節型肥料

水溶性の肥料を樹脂などで被覆し、肥料の溶出をコントロールした肥料。作物の種類や生育ステージごとに最適な養分の供給が可能で、作物は肥料成分を効率的に吸収できることから、施肥量の削減が可能で、肥料成分の土壌系外への流亡を抑えた環境にやさしい肥料のことです。

【ふ】

○フードマイレージ削減

食料の生産地から消費地までの距離（「フードマイル」）に着目し、地域でとれた食料を食べることで、輸送に伴うエネルギーをできるだけ減らし、環境への負荷を軽減しようという取組です。食料輸送量(t)×輸送距離(km)=フードマイレージ(t・km)で示されます。

【へ】

○ヘルスサポーター

自らの健康づくりに努めるとともに、地域の健康づくり活動を推進するマンパワーとして食生活改善推進員が育てたボランティアです。

【ほ】

○放射性物質

放射線を出す能力をもった物質のことです。自然界に存在するものもあり、土壌や植物から検出されることがあります。

○放射性物質測定装置

放射性セシウムや放射性ヨウ素といった放射性物質から出る放射線の量を測定するための機器で、一般的には「ベクレル」という単位を用いて放射線を出す能力を表します。

○ポジティブリスト制度

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について「一律基準」（0.01ppm）で規制し、残留等を認めるものについてリスト化することを言います。これにより、農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されます。

【む】

○無承認無許可医薬品

医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を受けずに医薬品の成分を含有するもの、医薬品的な効能効果等を標ぼうして流通しているものを無承認無許可医薬品といます。

【め】

○メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動などの生活習慣病を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のことです。

○免疫賦活剤

動物や人の体が病気の原因になる細菌やウイルスに接触したときにそれを排除したり殺してしまったりする機能（自然免疫）を活性化して抵抗力を増強する物質のことです。

【や】

○薬剤耐性菌

薬剤（抗菌剤）に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなった菌のことです。薬剤耐性菌の出現の原因としては、薬剤の運用や過剰な使用が考えられています。薬剤耐性菌の発現を防止するためには、薬剤を適正に使用しなければなりません。

○薬剤感受性

ある微生物に対してある薬剤が有効な場合、微生物はその薬剤に対して感受性があるといいます。特定の薬剤が効くか効かないかを感受性試験（検査する薬剤を加えた培地で、特定の微生物が生育可能かを調べる試験）により判断します。

【ゆ】

○有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業です。

【り】

○リスク

食品中にハザード（※）が存在する結果として生じる、人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。食品の「リスク」とは、その食品が健康に及ぼす悪影響の確率と、その深刻さの程度を合わせた科学的な考え方で、単に危険を意味するものではありません。

食品として体の中に入る様々な物質は、毒性の低いものでも、その摂り方や量が度を過ぎれば「リスク」は大きく、毒性の強いものでも体に入る量が極めて少なければ「リスク」は小さいと言えます。

※ハザード（危害要因）：人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質または食品の状態のことです。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。

○リスクコミュニケーション

リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、生産者、事業者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から、相互に食品のリスクについて情報や意見を交換し、皆が理解し、納得できるように話し合うことです。

○リスクコミュニケーター

リスクコミュニケーションを実施するため、リスク情報の送り手の立場で、消費者、事業者など様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にして、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人をいいます。

【れ】

○レジ袋削減の取組

レジ袋削減の取組を環境にやさしいライフスタイルへと変えるきっかけとし、県民総ぐるみの地球温暖化対策へとつなげていくことを目的として、事業者、消費者団体、市町村、県の4者協定による「レジ袋無料配布の中止」を推進しています。